平成２３年（フ）第９２０号
札幌市中央区南３条西９丁目998番地３　アパタワーズ札幌大通公園1222号
債務者　川根眞由美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６４４号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目１番18号　コニパルＤ―101
債務者　藤本　　彰
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１１４号
札幌市南区石山１条２丁目４番50―503号
債務者　河野　郁夫
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２５７号
札幌市中央区南12条西18丁目４番28号　セブンコーポ103号
債務者　遠藤　哲郎
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３２０号
北海道江別市豊幌花園町19番地の７
債務者　高瀬チヱ子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３９９号
札幌市西区二十四軒３条５丁目４番16―203号
債務者　土田　　拓
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４０４号
札幌市西区西野５条４丁目５番31号　遠田マンション10号
債務者　伊藤　方晴
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４１８号
札幌市白石区北郷８条７丁目１番１―101号
債務者　岸川　俊雄
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４２４号
札幌市白石区北郷４条12丁目５番23号　メゾンセリーヌ106号
債務者　堀合　　正
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４４８号
札幌市豊平区中の島２条４丁目６番６号　ディオン中の島205号
債務者　林　　靖信
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４７６号
札幌市北区篠路４条７丁目４番11号　トーシンコーポ篠路303号
債務者　熊木　　瞳（旧姓井嶋）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４８４号
札幌市白石区東札幌１条５丁目４番２―203号
債務者　伊藤磨智子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４９１号
札幌市西区西野３条９丁目９番３号　福田マンション101号
債務者　宮崎　義輝（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４９９号
札幌市豊平区西岡４条２丁目３番２―205号
債務者　盛田　　暁（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５０１号
札幌市白石区栄通１丁目12番５号　フォレスト栄通103号
債務者　小田桐知子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５０３号
札幌市白石区本郷通13丁目北２番20号　紗羅ハイツⅡ―107号
債務者　菅原　　勇
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５１０号
札幌市東区東苗穂３条１丁目８番３号
債務者　塚本　祥江
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部